

# (仮称)子ども計画、子ども・子育て支援事業計画について

資料1-1

## (仮称)子ども計画(策定作業:平成26年度、計画期間:平成27~31年度)

- ・次世代育成支援対策推進法の法期限は平成26年度末であったが、10年間延長し、平成36年度までを期限とすることとなった。そのためのこれまでの次世代育成支援行動計画を引き継ぐ、法律に基づく子ども施策に関する計画を策定する。
- ・計画期間については、法期限の延長に合わせた期間としつつ、本市の総合計画の見直し等の動向も踏まえつつ策定する。
- ・子ども・子育て支援事業計画とともに一体的に推進する。
- ・取り組み主体:行政・市民・地域・事業者
- ・計画策定にあたり、中学校区を基本としてワークショップを実施。(参加者(案):まち協委員、地域の子育て中の保護者、つどいのひろばなど子育て支援者、学生など)
- ・次世代育成支援行動計画の実施状況、平成25年度子どもワークショップの意見を提示し、地域の子ども・子育て施策を進めるためにそれぞれの立場でできること、それに必要な行政の支援の内容等について議論、提案をいただく。

子ども・子育て  
会議(全体会  
議)で検討

## 子ども・子育て支援事業計画(策定作業:平成25・26年度、計画期間:平成27~31年度)

- ・質の幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため策定。(仮称)子ども計画とともに一体的に推進する。
- ・取り組み主体:行政・事業者
- ・27年度以降5年間における、教育・保育の見込み量及び見込み量確保の方策を、子ども・子育て会議(主に部会)の議論を経て定めていく。
- ・理念・方針等については、(仮称)子ども計画に委ねる。  
(必須記載事項)
- ・区域の設定
- ・各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期。
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び体制の確保の内容  
(任意記載事項)
- ・産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ・都道府県が行う事業との連携方策
- ・職業生活と家庭生活との両立に関すること

子ども・子育て  
会議(専門部  
会)で検討